

有料老人ホーム重要事項説明書（住宅型専用）

施設名	みつばメゾン東村山青葉	
定員・室数	25人	25室

有料老人ホームの類型・表示事項

類型	住宅型
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型（自立除く）
介護保険の利用	居宅サービス利用可
居室区分	定員1人

1 事業主体

名称	法人等の種別		
	フリカナ	カジカシヤベストケアパートナーズ	
主たる事務所の所在地	〒336-0031	埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目4番1号	
連絡先	電話番号	048-711-6008	
	ファックス番号	048-711-6010	
ホームページ	https://bestcare-partners.co.jp/		
代表者職氏名	役職名	代表取締役	氏名 中山彬
設立年月日	平成24年7月24日		
主な事業等	訪問介護・訪問看護・住宅型有料老人ホーム		

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	2	みつば訪問介護赤羽 みつば訪問介護秋津	東京都北区東十条6-7-12 サンチェリーハイツ101 東京都東村山市秋津町5-15-7 101号室
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	2	みつば訪問看護ステーション赤羽 みつば訪問看護ステーション秋津	東京都北区東十条6-7-12 サンチェリーハイツ101 東京都東村山市秋津町5-15-7 101号室
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	2	みつば訪問看護ステーション赤羽 みつば訪問看護ステーション秋津	東京都北区東十条6-7-12 サンチェリーハイツ101 東京都東村山市秋津町5-15-7 101号室
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		

介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカナ	ミツバメゾンヒガシヤマオバ	
	名 称	みつばメゾン東村山青葉	
所 在 地	〒 189-0002	東京都東村山市青葉町2丁目23番地143	
連 絡 先	電 話 番 号	042-306-0515	
	ファックス番号	042-306-0516	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://bestcare-partners.co.jp/		
管 理 者 職 氏 名	役職名	施設長	氏名 菅 卓哉
事 業 開 始 年 月 日	令 和 7 年 3 月 1 日		
届 出 年 月 日	令 和 6 年 8 月 28 日		
届出上の開設年月日	令 和 7 年 2 月 1 日		
事業所へのアクセス	武蔵野線「新秋津駅」・西武池袋線「秋津駅」より、西武バス「久米川駅」行乗車10分、バス停「青葉町一丁目」下車徒歩5分		

施設・設備等の状況

敷 地	権利形態	一	抵当権	あり
	面 積	870.39 m ²		
建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	あり
	延床面積	622.69 m ²	うち有料老人ホーム分	622.69 m ²
	竣工日	令 和 7 年 1 月 31 日		
	階 数	地上 2 階	地下 0 階	
		うち有料老人ホーム分	地上 2 階	地下 0 階
	構造	準耐火建築物	建築物用途区分	住宅型有料老人ホーム
	併設施設等	なし	()	
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	令和7年2月1日	～ 令和37年1月31日
		自動更新	あり	
居 室	階	定員	室数	面積
	1階	1人	13	8.96 m ² ～ 9.19 m ²
	2階	1人	12	8.96 m ² ～ 9.19 m ²
				m ² ～ m ²
				m ² ～ m ²
一 時 介 護 室	階	定員	室数	面積
				m ² ～ m ²
				m ² ～ m ²
居 室 内 の 設 備 等	便 所		なし	
	洗 面		一部あり	
	浴 室		なし	
	冷暖房設備		全室あり	
	電話回線		なし	()
	テレビアンテナ端子		全室あり	(設置各自、放送契約と料金負担も各自)

共同便所	6 箇所	(男女共用)		
共同浴室	個浴： 1	大浴槽： 0	機械浴： 1	
	併設施設との共用	なし ()		
食堂	兼用 あり	(機能訓練室+面談室)		
	併設施設との共用	なし ()		
その他の共用施設	なし ()			
エレベーター	あり 1 基			
消防設備	自動火災報知設備： あり	火災通報装置： あり	スプリンクラー： あり	
緊急呼出装置	居室： あり	便所： あり	浴室： あり	脱衣室： あり

3 従業者に関する事項

職種別の従業者的人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態

職種 実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況 等
	専従	非専従	専従	非専従			
管理者（施設長）	1				1人	1.0	
生活相談員	1				1人	1.0	
看護職員：直接雇用					0人		
看護職員：派遣					0人		
介護職員：直接雇用					0人		
介護職員：派遣					0人		
機能訓練指導員					0人		
計画作成担当者					0人		
栄養士					0人		
調理員					0人		
事務員					0人		
その他従業者					0人		

② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間

③-1 介護職員の資格

資格 延べ 人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
介護福祉士	0	0	0	0		
実務者研修	0	0	0	0		
介護職員初任者研修	0	0	0	0		
介護支援専門員	0	0	0	0		
たん吸引等研修（不特定）	0	0	0	0		
たん吸引等研修（特定）	0	0	0	0		
資格なし	0	0	0	0		

③-2 機能訓練指導員の資格

資格 延べ 人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	0	0	0	0		
作業療法士	0	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0	0		
看護師又は准看護師	0	0	0	0		
柔道整復師	0	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0		
はり師又はきゅう師	0	0	0	0		

③-3 管理者（施設長）の資格 介護福祉士実務者研修修了

④ 夜勤・宿直体制

「みづば訪問介護事業所」の常駐職員が緊急時等に対応し、オンコールにより施設職員に連絡する。

配置職員数が最も少ない時間帯	18 時 0 分～ 9 時 0 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 0 人以上 看護職員 0 人以上

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）										
勤続年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤
1年未満						1				
1年以上3年未満										
3年以上5年未満										
5年以上10年未満										
10年以上										
合計		0	0	0	0	1	0	0	0	0

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス		あり（委託）
食事介助サービス		なし
入浴介助サービス		なし
排せつ介助サービス		なし
口腔衛生管理サービス		なし
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス		なし
相談対応サービス		あり
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）		あり
服薬管理サービス		なし
金銭管理サービス		あり
定期的な安否確認の方法	1日3回の食事の提供サービス時に安否確認を行います。	
施設で対応できる医療的ケアの内容	ホームの協力医療機関（黒目川診療所）等の医師および看護師等が、状態に応じて往診、医療処置などの対応をします。 経管栄養（胃ろう・鼻腔栄養）、中心静脈栄養、在宅酸素、バルーンカテーテル、ストーマ管理等	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人五麟会 黒目川診療所
	所在地	東京都東久留米市滝山5-27-16
	協力の内容	内科・循環器内科・脳神経内科・循環器内科 健康相談・健康診断・受診・治療等 約4.6km
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
新興感染症発生時に連携する医療機関	有無	なし
	名称	
	所在地	
協力歯科医療機関	名称	コスマス歯科
	所在地	埼玉県新座市馬場1-2-33-2F
	協力の内容	歯科・歯科口腔外科 健康相談・健康診断・受診・治療等 約9.6km
利用者の個別的な選択によるサービス提供		あり
運営懇談会の開催		あり（年2回予定）
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業		なし
入居に当たっての留意事項		
入居の条件	年齢	40歳以上
	要介護度	要支援から要介護5まで
	医療的ケア	医療的ケアが必要な方もご入居いただけます。
	認知症	認知症の方もご入居いただけます。
	その他	要支援の方、その他介護を必要とされる方は病状、容態等について個別に相談を受けます。
身元引受人等の条件、義務等	連帯保証人は利用権契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度として入居者の債務を負担する。詳細は利用権契約書第21条を参照。	
体験入居	利用期間	1泊2日
	利用料金	1泊2日3食付5,500円
	その他	-
入院時の契約の取扱い	連続して30日以上居室を空けた場合、30日の予告期間を設け、契約を解約することができる。	

高齢者虐待防止のための取組の状況	指針の整備	あり
	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	(年 2回)
	定期的な研修の実施	(年 1回)
	担当者の役職名	みつばメゾン東村山青葉管理者
身体的拘束等の適正化のための取組の状況	指針の整備	あり
	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	(年 4回)
	定期的な研修の実施	(年 1回)
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと	あり
	身体的拘束を行う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	あり
	やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	①原則身体拘束を行わない、②三要件(切迫性・非代替性・一時性)を確認する、③施設として判断する、④本人・家族に説明し、同意を得る、⑤やむを得ない場合かどうか常に観察、再検討し、該当しなくなった場合は直ちに解除する、⑥記録を取る、⑦身体拘束等適正化検討委員会を3か月に1回実施する
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	あり
	災害に関する業務継続計画	あり
	職員に対する周知の実施	あり
	定期的な研修の実施	(年 2回)
	定期的な訓練の実施	(年 2回)
	定期的な業務継続計画の見直し	あり
事業者からの契約解除	利用権契約書第16条による	
要介護時における居室の住み替えに関する事項		
一時介護室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		
その他の居室への移動	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		
提携ホーム等への転居	なし	
判断基準・手続		
利用料金の変更		
前払金の調整		
従前居室との仕様の変更		
苦情対応窓口		
窓口の名称1	みつばメゾン東村山青葉	
電話番号	042-306-0515	
対応時間	9:00 ~ 18:00 (平日)	
窓口の名称2	株式会社ベストケア・パートナーズ	
電話番号	048-711-6008	
対応時間	9:00 ~ 18:00 (平日)	
窓口の名称3	東京都東村山市健康福祉部介護保険課	
電話番号	042-393-5111	
対応時間	8:30 ~ 17:00 (平日)	
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称: 三井住友火災海上保険株式会社	
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり	
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢 : 77.9 歳		入居者数合計 : 17 人						
年齢	介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
65歳未満									1	
65歳以上75歳未満									4	
75歳以上85歳未満							2	1	5	
85歳以上								3	1	
合計		0	0	0	0	0	2	9	6	

入居継続期間別入居者数								
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計	
入居者数	17						17	
男女別入居者数	男性 : 14 人				女性 : 3 人			
入居率 (一時的に不在となっている者を含む。)	68 % (定員に対する入居者数)							

直近1年間に退去した者的人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居		その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ転居		医療機関への入院	1
介護老人保健施設へ転居		死亡	
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居		退去者数合計	1

6 利用料金

入居準備費用	なし	円
明内 細訳		
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金		
金額	90,000 円	

※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

家賃及びサービスの対価

プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
プラン1	0円	161,600円	70,000	32,000		48,600	11,000
プラン2	0円	118,300円	53,700	32,000		21,600	11,000
		0円					
		0円					
各料金の内訳・明細	月額単価(円) × 想定居住期間(月) により算出						
	(月額単価の説明)						
前払金		(想定居住期間の説明)					
各料金の内訳・明細	家賃	近隣の一般住宅相場に鑑み妥当な額として設定しています。全額月払い受領いたします。					
	管理費	専有居室及び共用部分の維持管理に必要な保守管理費・共用部分の清掃費					
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。					
	食費	朝食 432 円・昼食 540 円・夕食 648 円 間食 0 円 1日当たり 1,620 円 × 30日で積算 (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 14日前に欠食の届けをした場合は、朝・昼・夜それぞれの単価を用いて喫食実績に基づき精算するものとします。					
光熱水費		専有居室及び共用部分の維持管理に必要な光熱費・上下水道使用料					

前払金の取扱い			
支払日・支払方法			
償却開始日			
返還対象としない額			
	位置づけ		
契約終了時の返還金の算定方式			
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月	起算日：入居した日	
返還期限	契約終了日から	日以内	
保全措置	保全先：		
その他留意事項			
月額利用料の取扱い			
支払日・支払方法	月末払い・口座引落または口座振込または現金払い		
その他留意事項	なし		
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料			
料金改定の手続			
入居契約書第4条の規定に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、改定することがあります。			
【料金プランの一例】		最も一般的・標準的なプランについて記入すること。	
プランの名称	プラン1		
			単位：円
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
	90,000		161,600
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に公開	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
東京都料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。	説明年月日
	年 月 日
年 月 日	説明者職・氏名
署名	職
	署名

介護サービス等の一覧表(参考様式)

区分 サービス	(自立)		(要支援、要介護Ⅰ~Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス(料金を表示)
<介護サービス>				
巡回 日中	-	-	○	-
巡回 夜間	-	-	○	-
食事介助	-	-	-	▲
排泄介助	-	-	-	▲
おむつ交換	-	-	-	▲
おむつ代	-	-	-	実費
入浴(一般浴)介助	-	-	-	▲
清拭	-	-	-	▲
特浴介助	-	-	-	▲
身辺介助	-	-	-	-
・体位交換	-	-	-	▲
・居室からの移動	-	-	-	▲
・衣類の着脱	-	-	-	▲
・身だしなみ介助	-	-	-	▲
口腔衛生管理	-	-	-	▲
機能訓練	-	-	-	▲
通院介助 (協力医療機関)	-	-	-	▲
通院介助 (上記以外)	-	-	-	▲
緊急時対応	-	-	○	-
オンコール対応	-	-	○	-
<生活サービス>				
居室清掃	-	-	-	▲
リネン交換	-	-	-	▲
日常の洗濯	-	-	-	▲
居室配膳・下膳	-	-	○	-
嗜好に応じた特別食	-	-	-	-
おやつ	-	-	-	-
理美容	-	-	-	2ヶ月に1回程度、実費にて訪問理美容の利用可
買物代行(通常の利用区域)	-	-	-	-
買物代行(上記以外の区域)	-	-	-	-
役所手続き代行	-	-	-	-
金銭管理サービス	-	-	○	金銭等取扱、収支・残高の確認・照会等
<健康管理サービス>				

区分 サービス	(自立)		(要支援、要介護 I ~ V 区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
定期健康診断	-	-	-	協力医療機関等による定期的な健康診断受診の機会を設ける。実費
健康相談	-	-	○	-
生活指導・栄養指導	-	-	○	-
服薬支援	-	-	-	▲
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	○	-	○	-
医師の訪問診療	-	-	-	▲
医師の往診	-	-	-	-
＜入退院時、入院中のサービス＞				
移送サービス	-	-	-	-
入退院時の同行(協力医療機関)	-	-	-	-
入退院時の同行(上記以外)	-	-	-	-
入院中の洗濯物交換・買物	-	-	-	-
入院中の見舞い訪問	-	-	-	-
＜その他サービス＞				

施設名:みつばメゾン東村山青葉

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○		備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目				
1 有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
2 借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	<input type="radio"/>	適合	・ 不適合	・ 非該当
緊急時の安全確保のための項目				
3 有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
4 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
5 各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
6 【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	<input type="radio"/>	適合	・ 不適合	・ 非該当
7 消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目				
8 各居室は界壁により区分されているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
9 各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13m ² 以上(既存の建築物を転用した場合等で必要な要件を満たした場合は7.43m ² 以上)であるか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
10 すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
11 入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
12 緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	<input type="radio"/>	適合	・	不適合
入居者の財産を保全するための項目				
13 前払金について、規定された保全措置を講じているか。	<input type="radio"/>	適合	・ 不適合	・ 非該当
14 前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	<input type="radio"/>	適合	・ 不適合	・ 非該当
15 入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	<input type="radio"/>	適合	・ 不適合	・ 非該当

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。

※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。